

2014年4月14日

北九州市戸畑区大字中原 46-93  
光和精(株)戸畑製造所内  
**光和精鉦ユニオン**  
組合長 伊達雅文

## 労働組合結成のお知らせ

私達は、雇用社員、契約社員を中心に 2014 年 4 月 12 日結成大会を開催し、綱領・規約の批准投票と役員選挙おこない「光和精鉦で働く非正規雇用の労働組合」を結成しました。既存の光和精鉦労働組合とは、別組織の労働組合です。労働者の権利擁護、雇用確保、労働条件の向上等を図り、希望が持てる働きがいのある会社経営施策を促す活動を進めていく所存です。

労働組合の組織概要は下記のとおりです。ご支援、ご指導、ご友誼のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 労働組合名

光和精鉦ユニオン（略称・光和ユニオン。KOWA-UNION）

#### 2. 組合事務所所在地

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46 番地の 93(新日鐵住金・八幡製鐵所戸畑構内)  
光和精鉦(株)戸畑製造所内

TEL 090-2961-3206(伊達携帯)

#### 3. 組合結成日

2014 年 4 月 12 日

#### 4. 組合役員

組合長(執行委員長)	伊達雅文
副組合長(副執行委員長)	大羽茂基
書記長	松本秀樹
執行委員	2 名 (氏名非公開)
会計監査	非組合員外委託

#### 5. 組合員数

非公開（再雇用、契約社員は 70%加入）

#### 6. 組合員加入資格

- (1) 光和精鉦在籍の再雇用、嘱託、契約社員、臨時雇用社員
- (2) 光和精鉦内で働く派遣社員、請負社員、出向社員
- (3) 光和精鉦(株)と光和精鉦労組のユニオンショップ協定で加入資格のない社員
- (4) ただし、前各号に該当している人であっても、労基法第 41 条 2 項の「管理監督労働者」および労働組合法第 2 条第 1 項に「使用者の利益代表する人」に該当するものは加入を認めない。

#### 7. 上部団体

なし

以上

## 参考資料

現行のユニオンショップ協定と組合規約

光和精鋳(株)と光和精鋳(株)との労働協約

### (組合員および組合員としない者の範囲)

第3条 社員は、組合員にならなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

- (1) 参事以上の者
- (2) 6級職の一部
- (3) 試用期間中の者
- (4) 嘱託その他社員でない者
- (5) 前各号のほか、会社組合協議のうえ決定した者

### 光和精鋳労働組合規約

(組織構成)

第2条 この組合は、光和精鋳株式会社(以下会社という)戸畑工場の従業員で組織する。ただし会社の利益を代表するもの及び労働協約の定める基準に従い除外した者は組合員としない。

### 光和精鋳(株)就業規則

(社員の定義)

第2条 この規則で社員とは、第12条に定めるところにより、社員として会社に採用された者をいう。

2. 社員以外の者の就業に関しては、別に定める。ただし、常勤嘱託および試用期間中の者の就業に関しては、とくに定めるもののほか、この規則を準用する。

(採用)

第12条 会社は満15歳以上であつて、入社を希望するものの中から、選考試験に合格し、所定の手続を経た者を社員として採用する。

2. 前項に定める者については試用期間をおくことがある。
3. 前項の試用期間は、3か月以内とし、試用期間を経過し適格であると認められた者を社員として採用する。ただし、この期間内に認定が困難な者については、さらに3か月を限度として、試用期間を延長することができる。
4. 試用期間は、勤続年数に算入する。

### 解説

規程の社員の定義は、期限の定めのない60歳定年まで雇用期間のある人である。

期限の定めのない再雇用社員、嘱託社員、臨時雇用社員、契約社員、派遣社員は就業規則の部分名的適用であり、労働協約は、非組合員を適用外としている。

組合員は集団的労働契約として労使協定が労働契約となつている。非組合員は、個別労働契約と集団的労働条件規定を適用されている。管理職は、賃金規則は周知されていないので、ある意味、個別労働契約である。

派遣法改定で多様な雇用形態の社員が増大して、実情に合わない、規定となつている。

以上